

WTOの報告書が出ましたが、 日本産水産物が安全であることに変わりはありません

1 日本産水産物の安全性について

- 日本では、①放射性物質の適切な基準値の設定、②モニタリング検査、③適切な出荷制限措置、により日本産食品の安全性を確保しています。
- これらの取組により、第一審（パネル）は日本産食品が韓国の基準値（日本と同様100ベクレル／kg）を下回ることを認めました。
- 第二審（上級委員会）でも、日本産食品が韓国の基準値を十分にクリアできるとの事実認定を取り消しておらず、日本産食品が安全であることに変わりはありません。

《日本産水産物の安全性確保の取組》

①適切な基準値を設定

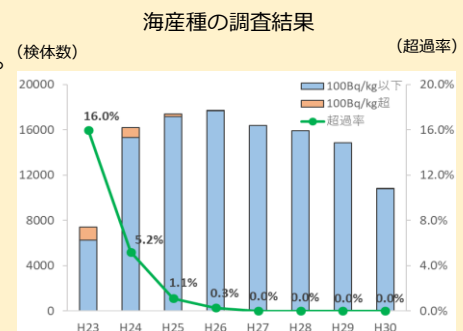
水産物を含む一般食品の放射性物質の基準値は100ベクレル/kgです。（この基準値は国際的に見ても厳しい条件の下、設定しています。）

②モニタリング検査

関係都道府県・関係団体が連携して、放射性物質のモニタリング検査を行っています。今では基準値を超えるものはほとんどありません。

③適切な出荷制限措置

基準値を超えた魚種については出荷自粛又は国の指示による出荷制限により、検査結果が安定的に基準値を下回るまで、出荷制限が継続します。



2 韓国の輸入規制措置に対するWTOの判断について

- 第一審では韓国の輸入規制措置はWTO協定に違反すると判断したのに対し、第二審では第一審の審理が本来考慮すべき全ての事項を十分に考慮しておらず不十分であったとして取り消したものの、措置がWTO協定上認められるとの判断は行いませんでした。
- WTO紛争解決手続には差し戻し制度がないため、不十分とされた第一審の審理をやり直すことはできません。
- このため、日本は、この紛争解決手続きが、結果として、紛争解決に資するものとなっていないことから、WTOの会合においてこの問題を議論していく必要があると主張しています。
- WTOの中には、こうした日本の問題意識を共有する国もあり、それらの国とWTOの紛争解決手続を改善していくことを目指しています。

被災地の水産関係者が希望を持って 漁業・加工流通業に取り組める環境整備をしていきます

- WTOでの判断を受けて、今後、政府は被災地の水産関係者の気持ちに寄り添って、次の取組を行います。



1 輸入規制措置の解除に向けた戦略見直しと輸出拡大に取り組みます

放射性物質に係る食品輸入規制を維持する23の国・地域に対し、規制の緩和・撤廃に向け、G20や首脳・閣僚会談等を活用したハイレベルの働きかけ等を強化します。



被災地県産水産物（ホタテ・活牡蠣・ホヤ等）のうち、EU・米国等への輸出が認められていないものについて、年内に海域モニタリング等を実施し、輸出解禁に取り組めます。



2 予期せぬ経営環境に窮する被災地水産業者を支援します

被災地水産業者の販路回復・拡大に向け、3大都市圏をはじめ大都市圏での展示商談会を開催します。



ホヤの養殖等から魚種・漁業種を転換しようとする漁業者に対して、「がんばる漁業復興支援事業」を活用して希望する魚種・漁業種への転換を支援します。



3 徹底した風評払拭に取り組めます

訪日外国人客の多い外食店での被災県産水産物の提供を支援し、安全性とおいしさをPRし、SNS等を通じ魅力を発信します。



福島県産水産物の消費地における供給ルート拡大するため、大型量販店において、福島県産水産物の魅力や安全性を説明しながら常設販売する取組を拡大します。



被災地の水産現場の実情と魅力を映像化し、被災県産水産物を提供する外食店や大型量販店、電車内ビジョン等で広くPRします。



「復興五輪」の発信に向けた在京大使館関係者による被災地の視察ツアーで養殖現場の視察や魚介類の実食機会を提供します。



在外公館等からの情報提供、国内外のレシピの活用や海外への発信力のある者の招へい、多言語ウェブ発信等により海外への情報提供を強化します。



2020オリパラ関連の海外向けのレシピ等において水産物を含む被災地食材を提供し、安全性を発信します。

